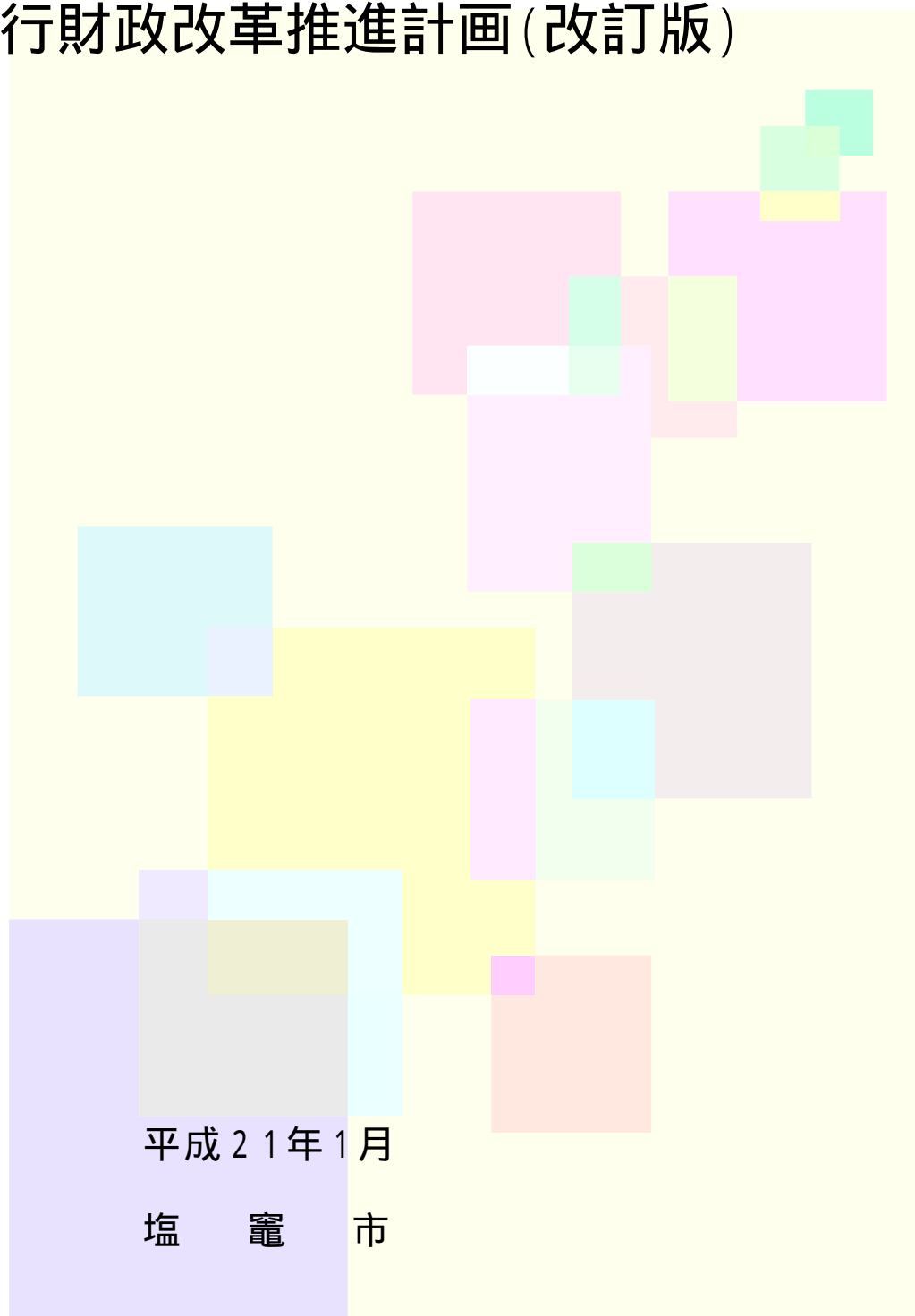


塩竈市新行財政改革推進計画(改訂版)



平成21年1月

塩 竈 市

3. 改訂の視点

(1) 財政見直しによる財源不足への対応

本市の財政は、長引く地域経済の停滞を起因とした税収の減少や「三位一体改革」による地方交付税の大幅な削減等の影響から、歳入の増加が見込めない一方で、少子高齢化を反映した扶助費の増、普通建設事業にかかる地方債の償還や特別・企業会計への繰出金が増加傾向にあり、きわめて厳しい財政運営に直面しています。

平成20年度における財政見直しでは、今後5年間に於いて約67億円の財源不足が見込まれ、それを解消する「財源確保対策」が急務となっています。

* 平成20年度時点の財政見直し(H20～H24)

(単位:百万円)

項目		19年度 決算	20年度 見込	21年度 見込	22年度 見込	23年度 見込	H19～ H23	24年度 見込	H20～ H24	
歳 入	市税	6,317	6,382	6,210	6,179	6,147	31,235	6,014	37,249	
	地方交付税	5,020	5,016	5,038	4,890	4,500	24,464	4,395	28,859	
	市債	2,092	1,794	2,159	2,067	894	9,006	994	10,000	
	その他	5,499	5,562	5,697	5,463	4,848	27,069	4,837	31,906	
	歳入合計	18,928	18,754	19,104	18,599	16,389	91,774	16,240	108,014	
歳 出	義務的経費	9,744	9,586	10,050	9,821	9,275	48,476	9,061	57,537	
	内 訳	人件費	3,983	3,998	3,869	3,533	3,333	18,716	3,100	21,816
		扶助費	3,026	3,212	3,240	3,275	3,316	16,069	3,357	19,426
		公債費	2,735	2,376	2,941	3,013	2,626	13,691	2,604	16,295
	普通建設事業費	833	634	1,930	2,076	625	6,098	625	6,723	
	繰出金	3,730	3,887	3,845	3,664	3,711	18,837	3,795	22,632	
	その他	4,066	5,353	4,478	4,440	4,483	22,820	4,443	27,263	
	歳出合計	18,373	19,460	20,303	20,001	18,094	96,231	17,924	114,155	
収支差引	545	706	1,199	1,402	1,705	4,457	1,684	6,141		

H19は繰越額10百万を差し引いた額

財源不足額	0	706	1,199	1,402	1,705	5,012	1,684	6,696
--------------	----------	------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

H19年度の赤字は、H21以降の財源として計上しており、重複とならないよう財源不足額として再掲。

(2) 健全化法による「健全化4指標」の改善

平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる健全化法が一部施行され、平成19年度決算における健全化4指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）と公営企業の資金不足比率の算定・公表・議会報告等が義務付けられました。

本市の平成19年度決算では、連結実質赤字比率と一部の公営企業会計において資金不足比率が発生しており、来年度からの健全化法の本格施行を控え、各指標の改善が課題となっています。

* 健全化4指標の状況(H19決算)

項 目	塩竈市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	13.06	20.00
連結実質赤字比率	9.99	18.06	40.00*
実質公債費比率	9.1	25.0	35.0
将来負担比率	136.8	350.0	-

*連結実質赤字比率の財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令附則第5条第1項の規定に定める経過措置の数値。平成23年度決算以降は30.00となる。

* 資金不足比率の状況(H19決算)

特別会計名	塩竈市	経営健全化基準	備考
交通事業特別会計	-	20.0	
魚市場事業特別会計	290.5	20.0	平成20年度に一般会計からの繰出を行い解消
下水道事業特別会計	-	20.0	
漁業集落排水事業特別会計	-	20.0	
病院事業会計	97.4	20.0	
水道事業会計	-	20.0	

4. 改訂版として追加・補強する取組

本市の行財政を取り巻く厳しい環境の中、地方分権の進展を踏まえながら、新たな行政課題に的確に対応していくためには、その基盤となる健全な財政体質への転換が不可欠であり、現在推進している行財政改革の取組に加え、追加・補強による「加速化・重点化」が求められています。

「新行財政改革推進計画」の改訂にあたっては、今後5年間で約67億円と見込まれる収支差を解消していくため、その効果額の累計・上積みを念頭に置きながら、より財源確保対策として有効な取組を追加するとともに、平成22年度からの次期計画に向けた財源確保対策の道筋をつけるスタートとして位置づけ、取組の強化に努めます。

なお、財政見直しについては、地方財政計画をはじめとする国、県の動向や各種の制度改革、決算状況等によって変動するため、5年間程度のスパンで毎年ローリングによる算定を行い、同時に、財源確保対策の項目についても、その効果額を把握しながら逐次見直しを図ります。

* 財源確保対策項目

(単位:百万円)

項 目	H20	H21	H22	H23	H20～ H23	H24	H20～ H24
1. 経常経費の削減	(46) 46	(48) 93	(48) 93	(48) 93	(190) 325	(48) 93	(238) 418
予算枠配分による経常経費削減	(45) 45	(47) 87	(47) 87	(47) 87	(186) 306	(47) 87	(233) 393
委託経費の圧縮(複数年・一括等)		5	5	5	15	5	20
清掃業務委託仕様の見直し	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(4) 4	(1) 1	(5) 5
2. 事務事業のスクラップ&ビルド	(94) 94	(44) 136	(44) 308	(44) 308	(226) 846	(44) 308	(270) 1,154
単独補助金の一律削減	(9) 9	(9) 9	(9) 9	(9) 9	(36) 36	(9) 9	(45) 45
老人保護措置費の抑制	(16) 16	(16) 16	(16) 16	(16) 16	(64) 64	(16) 16	(80) 80
検診対象の見直し	(4) 4	(4) 4	(4) 4	(4) 4	(16) 16	(4) 4	(20) 20
施設の管理運営形態の見直し		3	194	194	391	194	585
政策経費・投資的経費の圧縮	(65) 65	(15) 104	(15) 85	(15) 85	(110) 339	(15) 85	(125) 424
3. 人件費の適正化	(5) 5	(5) 35	(5) 61	(5) 86	(20) 187	(5) 111	(25) 298
特殊勤務手当の見直し		3	4	4	11	4	15
互助会交付金の見直し	(2) 2	(2) 2	(2) 2	(2) 2	(8) 8	(2) 2	(10) 10
各種委員報酬の見直し	(2) 2	(2) 4	(2) 4	(2) 4	(8) 14	(2) 4	(10) 18

項 目	H20	H21	H22	H23	H20～ H23	H24	H20～ H24
臨時職員配置の見直し	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(4) 4	(1) 1	(5) 5
定年前早期募集退職の取組		25	50	75	150	100	250
4. 自主財源の確保	(232) 282	(257) 386	(250) 379	(246) 425	(985) 1,472	(243) 564	(1,228) 2,036
市税収入等確保の推進		70	70	70	210	70	280
下水道使用料の改定	(200) 200	(255) 255	(248) 248	(244) 244	(947) 947	(241) 241	(1,188) 1,188
受益者負担の適正化	(2) 2	(2) 9	(2) 9	(2) 59	(8) 79	(2) 59	(10) 138
施設駐車協力金の新設		2	2	2	6	2	8
土地売却等の推進	(30) 80	50	50	50	(30) 230	192	(30) 422
5. その他財源の確保	(143) 210	(177) 412	(194) 492	(192) 793	(706) 1,907	(187) 608	(893) 2,515
地方交付税等の確保	(80) 80	(80) 80	(80) 80	(80) 80	(320) 320	(80) 80	(400) 400
起債(建設事業)の上乗せ活用	(10) 10				(10) 10		(10) 10
他会計繰出金の圧縮	(4) 4	(4) 54	(4) 54	(4) 54	(16) 166	(4) 54	(20) 220
公的資金の借り換え	(49) 49	(93) 93	(110) 110	(108) 108	(360) 360	(103) 103	(463) 463
行革債	40	50	50	50	190	50	240
退職手当債	27	135	188	182	532	175	707
各種基金の活用			10	319	329	146	475
6. 緊急的な財源確保対策	69	137	69		275		275
給与の独自削減	69	137	69		275		275
合 計	(520) 706	(531) 1,199	(541) 1,402	(535) 1,705	(2,127) 5,012	(527) 1,684	(2,654) 6,696

* ()内の数値は、現時点で達成済の項目に係る効果額

5. 追加・補強する取組の位置づけ

「塩竈市新行財政改革推進計画」は、三つの基本方針・改革の視点の下に46項目にわたる個別行動計画で構成されています。

今回の改訂により各個別行動計画に「太字・アンダーライン部分」の取組を追加・補強し、更なる行財政改革の推進に努めます。

【基本方針】

- 1) 市民とともに歩む市政の推進
- 2) 市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現
- 3) 時代の変化に的確に対応できるスリムで効率的な行財政の運営

【改革の視点】

- 1) 市民との協働による改革
- 2) スピード・コスト・成果重視の改革
- 3) 目標を設けた計画的な改革

* 個別行動計画の構成と補強する取組

個別行動計画名	主な取組
1. 市民とともに歩む市政の推進	
1. 公平で透明性の高い行政運営の推進	
1. 審議会等の公開の推進	・再生委員会や病院のあり方審議等の会議情報等を広報やホームページを通して情報提供
2. 政策的・効果的な広報の推進	・ホームページをリニューアルし内容を充実、タイムリーな情報提供に対応 (H18～) ・ハイウェイを活用した市政情報の発信(子育て支援情報等) ・公共施設(市役所・エスポ・図書館・市民活動推進室)に情報公開コーナーを設置
予算編成等の情報提供の充実	・広報、ホームページを中心に予算、決算状況の情報提供
監査結果等の市民公表の推進	・広報、ホームページを中心に監査講評等の情報提供
実施計画等の情報提供の充実	・広報、ホームページを中心に実施計画採択等の情報提供
事務事業コストの情報提供の充実	・例) 広報紙 1部単価の表示
3. 入札・契約制度等の見直し	・3,000万円以上の予定価格の事前公表 ・随意契約から競争入札への移行推進 ・単年度契約から長期契約への見直しによる効率化、経費圧縮 ・宮城黒川地区での指名登録共同化 ・複数年契約や一括発注等の取組強化による更なる委託経費の圧縮 (H20～)
4. 市民出前講座開催の推進	・講座メニューの充実(全82講座) ・タウンミーティングの開催(H18) ・移動市民活動推進室の開催(H18)
2. 開かれた行政の実現	
5. パブリックコメントの導入	・男女共同参画推進条例の骨子案等についてパブリックコメントを実施
6. 新たな提案制度の創設	・ホームページを通じたEメールによる意見募集等(電子会議室の創設)
7. 要望・意見等の対応情報の有効活用	・市政ホットラインを設置し、意見要望内容と対応状況を本庁舎内掲示板及びホームページで公開 ・庁内的にも庁内電子掲示板に掲載し、周知活用

個別行動計画名		主な取組
	8. 審議会委員等の公募制の推進	・再生委員会や各種懇談会等で委員公募を実施する等範囲拡大
	9. 審議会委員等への女性の登用推進	・各種委員会等へ女性委員の登用を進め、H20 現在で 27.6%に向上
	10. 市民満足度の把握のシステム化	・市民満足度調査の実施(H17～H18)
3. 市民との協働による市政の推進		
	11. 市民活動を支援するための環境づくり	・本町の空き店舗を活用し市民活動推進室開設(H18)
	12. 市民団体等の自立的運営の推進	・各種団体について条件整備中(事務局等の団体移管)
	13. 職員の地域活動の促進	・職員としての活動だけでなく、様々な市民活動への参加を促進
	14. 市民参加型ミニ公募債の発行	・県けやき債を共同発行(H19)
2. 市民サービスの改革推進		
1. 市民サービスの利便性・資質向上		
	15. 窓口接遇サービスの向上	・写真入ネームプレート着用推進(H16) ・窓口アンケートの実施(H17～H18)
	16. 窓口ワンストップサービスの推進	・市税、国保税収納窓口の一元化(H17) ・児童手当、医療費助成手続を本庁へ移行(H17) ・子育て相談窓口として子育て総合支援室と子育て支援センターを壱番館に設置(17年度)
	17. フロアマネージャーの配置等の推進	・庁舎案内コーナーでの案内、誘導の対応充実
	18. 100円バスの運行の充実	・運行ダイヤの見直し ・便数の見直しとシャトル便の運行(H17) ・運行ルート拡大、空白地区へのNEWしおナビバス乗り入れ試行
2. 市民サービス提供のあり方の見直し		
	19. 保育サービスの効果的・効率的な提供	・民間のひまわり保育園新設(H17)とあゆみ保育園増改築(H18)による定数増 ・老朽化した公立南部保育所を廃止(H18) ・子育ての相互援助システムとしてファミリーサポートセンターを開設(H17) ・事業所内、認可外保育所の助成制度創設(H17)
	20. 学校給食調理方式の再構築	・段階的な臨時職員配置への移行推進 ・玉小、二小を共同調理方式に移行(H19)
	21. 清掃業務の効率的運営	・清掃工場運転の1班体制を民間委託 ・埋立処分場は民間委託済
	22. 公の施設運営の見直し	・マリンゲート、体育館、プール、集会施設、ひまわり園において指定管理者制度を導入(H18、H20) ・指定管理者制度導入施設の拡充や業務委託範囲の拡大等により、行政サービスの水準を下げずに提供コスト縮減を図る(H20～)

個別行動計画名	主な取組
3.ITを活かした市民サービスの向上	
23.申請・届出等手続の電子化の推進	・ホームページから一部の申請書ダウンロード実施
24.各種証明の自動交付機の普及促進	・本庁舎に自動交付機設置(H18) ・福祉事務所への住基証明等のFAX送信実施
3.効率性、機動性の高い組織体制の確立	
1.職員の意識改革・職場の活性化	
25.ミッション・チャレンジの作成	・ホームページ等で公表(H18～)
26.トワイライトミーティングの実施	・企画員制度の創設の次のステップとして検討
27.行政評価システムの推進	・「主要な施策の成果」に行政評価を反映(H17～)
28.身近な事務改善運動の推進	・各課の創意工夫により業務改善を推進中 ・清掃業務委託仕様の見直しによる経費削減(～H20)
29.人事管理制度の改革	・人事評価研修を実施(H18)評価に基づく人事管理を試行(H19)
2.人材育成の推進及び給与の適正化	
30.職員人材育成の推進	・「人材育成基本方針」を策定し、OJT研修を実施(H18)
31.給与制度の適正化	・国の人事院勧告に準拠した給与制度を実施(H18～) ・緊急の財源対策として職員勤勉手当の独自削減(H18～H19実施、平均約36万円カット・1.03月) ・管理職手当の50%カット(H18～) ・特別職給料のカット(H17～、最大市長20%) ・福利厚生事業(互助会給付金)の公費負担の見直し(H20～) ・緊急の財源対策としての給与独自削減(H20～)
昇給停止年齢の設定	・国に準拠した昇給停止、抑制措置を導入済
特殊勤務手当の適正化	・29種類の特殊勤務手当を見直し(H17) ・水道部企業手当を廃止(H19) ・4種類の特殊勤務手当を見直し(H20) ・特殊勤務手当の更なる廃止、見直し(H20～)
退職時特別昇給の適正化	・退職時の特別昇給を廃止(H17)
給与の調整額の適正化	・現在、組合協議を含め検討中
給与支給事務の簡素化	・給与口座振込みの実施
32.時間外勤務縮減取組の推進	・ノー残業デーの実施(毎週水曜日・給与支給日)
3.職員数の適正化	
33.職員数の適正化	・H17に「定員適正化計画」を策定(22年度までに661名に) 16年度817名 17年度791名 18年度754名 19年度731名 20年度695名 ・さらなる定年前早期募集退職の取組(H21～)

個別行動計画名	主な取組
4. 組織体制の見直し	
34. 組織機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・専門監(危機管理・行財政改革推進・政策調整)の配置 ・室の設置(市民活動推進・男女共同推進・子育て総合支援・産業振興・納税推進) ・組織機構見直し実施(課・係の統合等)(H20)
部長の権限強化	<ul style="list-style-type: none"> ・予算枠配分による部予算編成と調整
グループ制導入の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・組織機構改革の効果を含め併せて再検討(グループ制導入)
35. 時差出勤制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度から試行
5. 事務事業の簡素・効率化の推進	
36. 儀礼的な庁内制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事始め式の廃止 ・辞令伝達の簡素化(部長伝達の拡大)
37. 電子化による事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理、財務管理、庁内ネットワークの構築
4. 広域行政による効率的な行政運営の促進	
1. 広域行政による効率的な行政運営の促進	
38. 事務処理広域化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、し尿処理、介護認定、障害者支援認定で広域処理 ・斎場業務を環境事務組合へ移管(H20～)
5. 財政健全化の推進	
1. 財政健全化の推進	
39. 予算編成手法の新たな仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・経常経費、政策経費について枠配分方式による予算編成を実施 ・改革努力に応じた予算配分を行うメリットシステムを導入 ・行革推進債の活用(H18～) ・退職手当債の活用(H18～) ・公的資金の借換えの実施(H18) ・枠配分方式の強化による更なる経常経費の削減(H20～) ・投資的経費、政策経費の圧縮(H20～) ・財源対策としての各種基金の活用(H22～)
40. 市税等の自主財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日等徴収の実施 ・滞納処分、不動産公売の実施 ・滞納者に対する特別措置(サービス制限)条例の制定 ・市営住宅家賃未納者に対する明け渡し請求等法的措置の実施 ・給食費滞納者に対する法的措置の実施 ・水道料金のコンビニ収納の実施 ・市営住宅の口座振替の実施 ・HPバナー、窓口封筒、税通知書封筒で有料広告掲載 ・下水道使用料改定(H20) ・収納体制の強化、連携による更なる市税収入確保(H21～)
41. 市民サービスにおける受益者負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民健診、講座受講料等の自己負担金導入(H18～) ・社会教育施設の使用料、冷暖房料の減免見直し(H21～)

個別行動計画名		主な取組
42.特別会計の経営健全化		
	交通事業特別会計	・船員体制の縮小(15名 13名) ・船舶の小型化 ・ダイヤ、料金体系の見直し
	魚市場事業特別会計	・漁船誘致の推進・管理経費(警備委託等)の見直し ・入場車両許可手数料の見直し ・利便施設、衛生設備の充実 ・給水手数料の見直し
	駐車場事業特別会計	・単年度黒字達成、累積債務解消 ・料金体系の見直し ・管理委託の見直し
	下水道事業特別会計	・下水道平準化債を活用した起債償還費の縮減 ・整備の進捗調整による事業費圧縮 ・下水道使用料改定(H20)
43.病院事業会計の経営健全化		・医師確保の推進 ・早期募集退職の取組 ・再生緊急プランに基づく事業効率化 ・病院特例債の活用による不良債務の本債切り替え(H20～)
44.補助金の適正化		・見直し基準を策定し、補助金交付規則を制定 ・交付要綱策定の徹底とチェックシート策定による適正化 ・シーリングによる金額の見直し ・単独補助金の一律10%カット実施(H20)
45.用地取得及び処理の適正化		
	普通財産	・遊休地処分の推進 ・市有地の無償貸与から有償貸与への見直し ・未利用地等の利活用、売却の推進(H20～)
	開発公社	・市が経営健全化団体の指定を受け、買戻し・処分を推進
46.福祉における自立支援の推進		・保護ケースワーク体制の強化(7名 8名)

6. 計画の進行管理

本計画を総合的かつ組織的に推進し、実効性の高いものとしていくため、個別行動計画に基づく主要な取組は、担当する各部署が主体的かつ積極的に推進するとともに、庁議メンバーで構成され、市長を本部長とする「塩竈市行財政改革推進本部会」において、進行管理の徹底を図ります。

また、改訂版の内容については、ホームページを活用して公開し、市民への情報提供に努めます。